

# 平成28年度 徳田小学校いじめ防止基本方針

## 1 はじめに

いじめは、「絶対に許されない」ものであるが、「どの学校にも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」ものであるという基本認識に立ち、すべての児童が、安全・安心で、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるため「徳田小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

### 【本校における「いじめ防止のための基本姿勢」】

- ◎学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- ◎児童と児童、児童と教職員をはじめとする温かな人間関係を築きます。
- ◎いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- ◎いじめ防止について、保護者・地域ならびに関係機関と連携します。

## 2 「いじめ」の定義（「いじめ防止対策推進法」第2条を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 《具体的な「いじめ」の態様（例）》

- 仲間はずれや集団で無視される。
- 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。  
(強くぶつかってこられたり、叩かれたり、蹴られたりする。)
- 金品を要求される。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや、恥ずかしいこと、危険なことをさせられたりする。
- パソコンや携帯電話などで、本人の許可なく個人情報等を載せられたり、悪口などの誹謗中傷や嫌なことをされたりする。

※ 本校では、いじめを訴えてきた児童の立場に立ち、「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

## 3 いじめの未然防止のために

### 《児童に対して》

- 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりに努める。また、学校・学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- 児童一人一人が「わかる」授業の実践に努め、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感や成就感を持たせる指導に努める。
- 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるという命の大切さを道徳や学級指導を通して育むことに努める。
- 「いじめは決して許されない」という認識を児童一人一人が持つように、学校の様々な活動の中で指導に努める。
- 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることを、「いじめ」を見たら先生や友達、家族にでも知らせ、やめさせるための行動が大切であることの指導をする。その際、知らせることは決して悪いことではないことを合わせて指導する。
- 「いじめ」だけでなく、些細な悩みや困りごとであっても、いつでも、どこでも、誰とでも相談できることを教え、「心の相談」カードとポストを校内に設置する。また、様々な相談窓口があることを知らせる。

- 日常のいじめ相談（児童・保護者）・・・全職員が（だれでも）対応します。
- スクールカウンセラーさんとの相談窓口・・・全職員が（だれでも）対応します。
- 地域からのいじめ相談窓口・・・主に、副校長、生徒指導主事の先生  
徳田小学校の電話番号は（019）697-3138です。
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・学校または紫波警察署（矢巾交番）  
※24時間いじめ相談電話（県教委）・・・（019）623-7830  
等、まだまだたくさんあります。

## 〈学校・教職員は〉

- 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- 児童が自己実現を図れるように、児童が主役の「わかる授業」の実践を日々行う。
- 児童の思いやりの心や命の大切さに対する認識を育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- 教職員は、「いじめを決して許さない」という姿勢を持っていることを、様々な活動を通して児童に示していく。
- 教職員相互の日常的な情報交換を密にし、児童一人一人の小さな変化にも気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- いつでも、児童や保護者からの話は、親身になって聞く姿勢を持つ。
- 問題を一人で抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識を持つ。
- 「いじめ防止」に関わる校内研修会を実施し、教職員の資質向上に努める。
  - ①いじめ問題への対処のあり方等「いじめ問題」に関わる校内研修 年2回（7月、12月）
  - ②「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」による自己診断 年2回（7月、12月）
- 校長が、「いじめ」に関する講話を全校朝会等で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」とことと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- いじめに関する「アンケート」を実施し、その結果から児童の様子などを教職員全体で共有する。
  - ①児童を対象としたアンケート調査 年3回（6月、11月、2月）
    - ※ アンケート調査と同時期に、教育相談期間を設け児童からの聞き取り調査等を行う。
  - ②保護者を対象としたアンケート調査 年2回（6月、11月）
- 「いじめ防止」に関わる児童会としての取り組みを指導する。
  - 例えば、①「いじめ撲滅宣言」や「あったか言葉推進」、「ちくちく言葉禁止」等の取り組み、
  - ②いじめ防止標語・ポスターの製作・展示等の取り組み、
  - ③「たてわり遊び」「全校遊び」等、人間関係づくりのための児童会行事の企画・実施など

## 〈保護者・地域の皆様へ〉

- 児童の様子で『あれ、変だぞ（おかしいな）！』という変化に気づいたら、学校にお知らせ・相談していただくよう地区民諸会合の機会に話題とし、願います。
- 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、PTAの諸会合や学校便り、学校評議員会等で伝え、ご理解とご協力をお願いする。

## 4 「いじめ」の早期発見・早期対応について

### 〈早期発見に向けて…「変化に気づく」〉

- 児童の様子を、担任をはじめ全ての教職員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- 様子に変化が感じられる児童には、教師が積極的に声をかけ、安心感を持たせる等に努める。
- アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みや不安等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示し、児童との信頼関係を深める。

### 〈相談ができる…「誰にでも」〉

- いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- いじめられている児童や保護者からの訴えは、親身になって聞き、児童の悩みや苦しさを受け止め、児童を支えいじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- いじめに関する相談を受けた教職員は、すぐに管理職に報告するとともに「いじめ対策委員会」を通して校内で情報を共有し、組織の一員として対応する。

### 〈早期の解決を図る…「傷は小さいうちに」〉

- 児童や保護者から相談のあった、あるいは教職員が気づいた「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者の二者関係だけでなく問題を多面的・構造的に捉えるよう努める。
- 事実関係を把握・確認する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- いじている児童には、「いじめは絶対許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめを止めさせる。
- いじめることが、どれだけ相手を傷つけ苦しめているのかに気づかせる指導を行う。
- いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導も行う。
- 事実関係を正確に当該保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について話し合い、学校と保護者・家庭が連携して指導・支援等の対応をしていく。

## 5 いじめ防止体制について（9 いじめ防止の校内体制〈平常時〉参照）

- ・校内に「いじめ対策委員会」を組織する。構成メンバーは、校長以下県費負担教職員13名とし、その他必要な人員については校長が判断する。
- ・「いじめ対策委員会」の役割は、いじめ防止等の取り組みや、相談内容の把握、児童・保護者への対応等に関する協議を行うものとする。また、ここでの事実確認、協議等を踏まえて校長が「いじめ」の認知を判断する。
- ・開催は毎週1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催する。
- ・いじめに関する情報については、児童の個人情報に考慮しながら、慎重に取り扱うものとする。
- ・学校評価については、児童・保護者へのアンケート調査、教職員による自己評価を行い、その結果を公表し、次年度の取り組み、改善に生かす。

## 6 重大事態への対処（9 いじめ防止の校内体制〈いじめ／重大事態発生時〉参照）

### （1）重大事態とは

- ①「いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
- ②「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

いずれも、いじめを受けた児童の状況で判断する。①身体に重大な被害を負った場合、②金品などに重大な被害を被った場合、③被害者が死にいたる（自殺を企てた）ような場合などが想定される。

児童が④一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が重大事態の判断をする。

また、⑤生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときにも、校長が判断し、適切に（重大事態として）対処する。

### （2）重大事態への対処

- ・校長が重大事態と判断した場合、直ちに、矢巾町教育委員会に報告するとともに、学校が主体になって「いじめ問題対策会議」を立ち上げ、事態の解決にあたる。その際、必要に応じてPTA役員（会長、副会長）、学校評議員 等を加える。
- ・調査結果や事態解決に向けた対応について矢巾町教育委員会に報告するとともに、調査によって明らかとなった事実関係、今後の対応等について、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、経過報告を含め適時・適切な方法で情報提供する。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者の意向を尊重したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者を対象に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- ・「いじめ問題対策会議」で再発防止策をまとめ、学校を上げて全力で取り組む。

なお、事案によっては、矢巾町（岩手県）教育委員会が設置する重大事態対策のための組織に協力し、事態解決に向けて対応する。

## 7 学校評価について

いじめの把握及びいじめ防止に関わる対応を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加える。

- ・いじめの未然防止に関わる取り組みに関すること。
- ・いじめの早期発見に関わる取り組みに関すること。

## 8 その他

### （1）校務の効率化

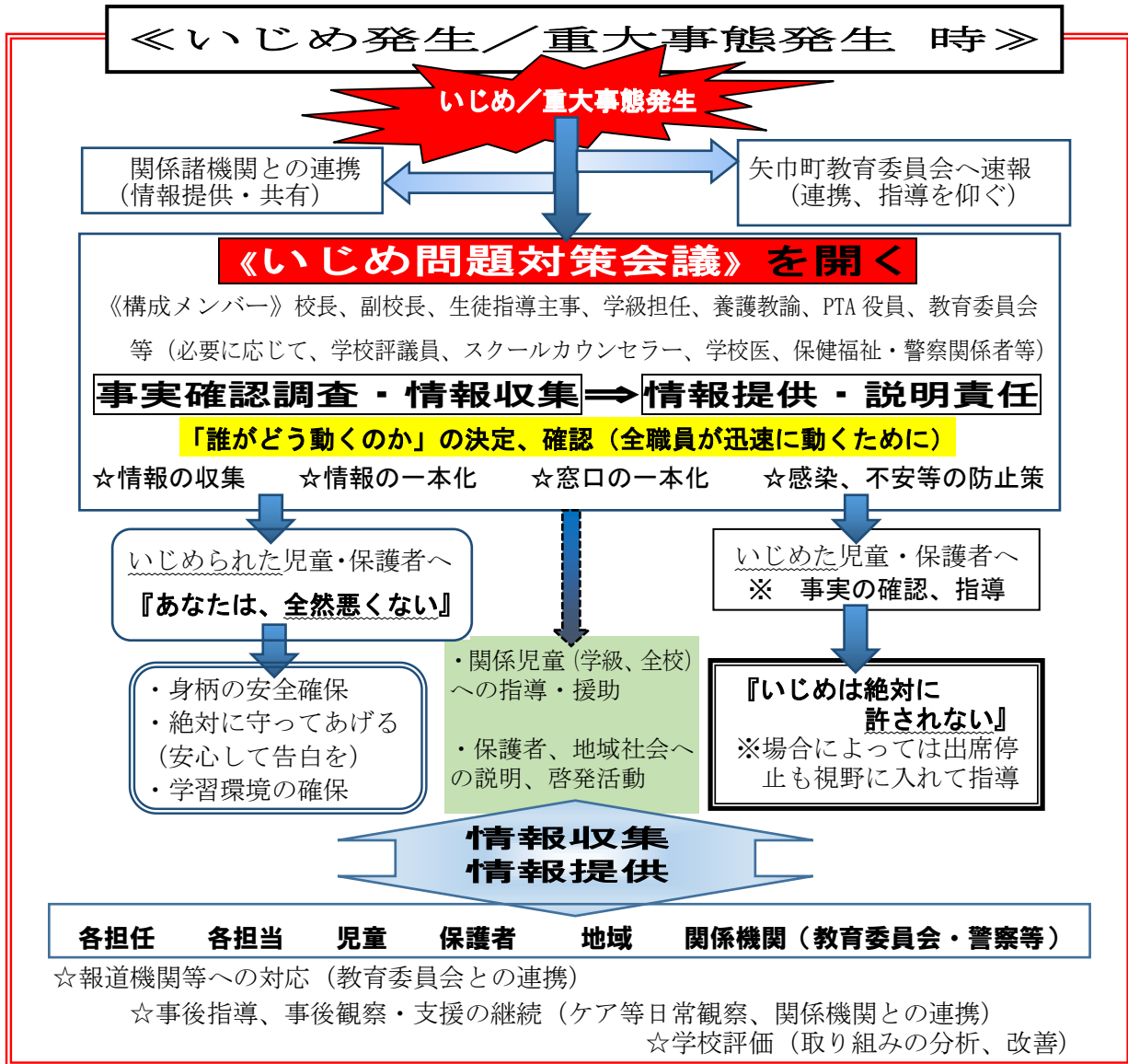
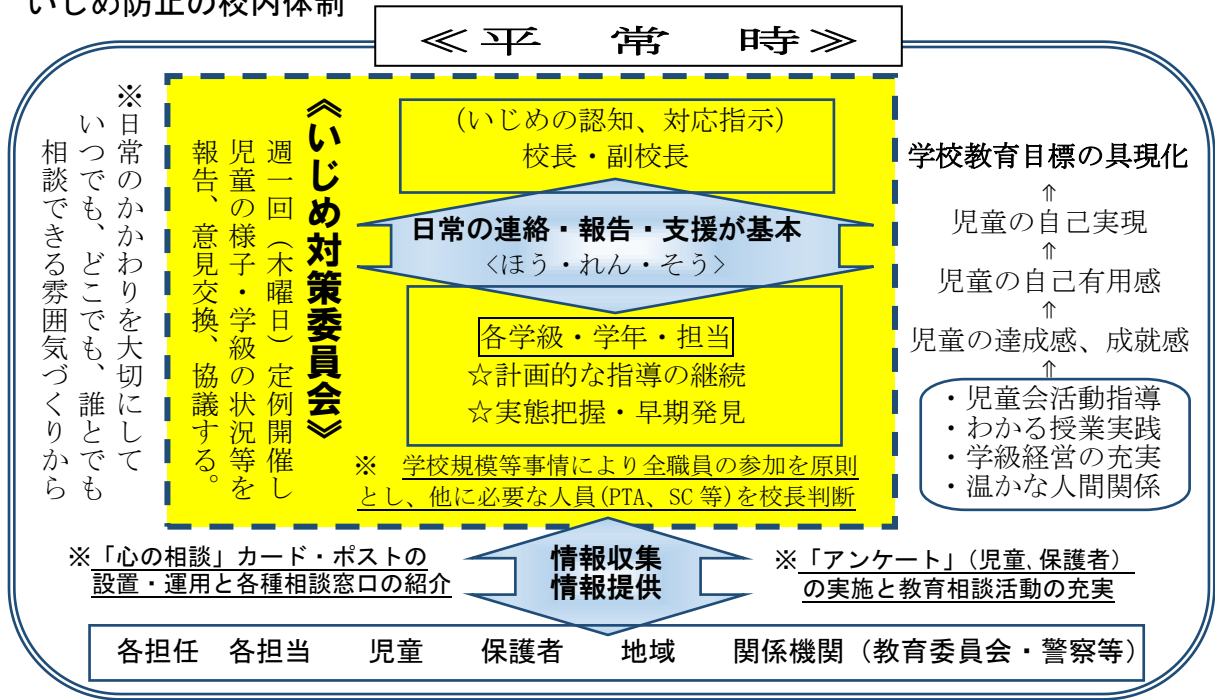
本校の教職員がしっかり児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むことができるように、校務分掌の適正化や組織体制の整備などにより校務の効率化を図る。

### （2）地域や家庭との連携

学校いじめ防止基本方針及び取り組みについて、保護者及び地域に公開（校報やホームページの活用）し、理解と協力を得られるよう努める。

また、PTA諸会議、地区民諸会合の機会に話題とし、日頃から保護者・地域との連携を密にしていく。

9 いじめ防止の校内体制



※重大事態が発覚した時点で、緊急に「いじめ問題対策会議」を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、一般児童のメンタルヘルスクエア等のためのサポートチームを立ち上げ全校児童の不安を解消させなければならない。構成メンバーについては「いじめ対策委員会」で検討し決める。